

2021年度ハラスメント防止研修企画

～ハラスメントのない大学づくりを実現するために～

【学生さんからの質問についての回答】

以下は、学生さんから質問について、人権倫理研修会の講師の先生からの回答を掲載しています（紙面の都合上、文章の内容はそのままに一部改変しております）。

1) 勧誘について質問があります。断っているのに何度も家に来たり、手紙や新聞を送ってきたりするのはハラスメントに入りますか？友人なのであまり強く言えず、対応に困っています。

(回答) 先輩や同級生など大学での関係を利用した勧誘であれば、大学に相談してもよい行為だと思います。まず、「迷惑なので（あるいは入る意志はないので）やめてほしい」ということを伝え、それでもやめてくれない場合は、大学から注意をしてもらうのがよいと思います。

2) 一部の講義で、編入生に対し「編入生は分かっているだろうけれど」など在学生と分けようとする言動が見受けられます。学歴に対する嫌な言い方だなと思いましたが、表現の仕方が個人の特徴によるものかなと受け止めています。しかし、編入生であっても分からないこともあるため配慮していただきたい言動だと不快に感じていることも事実です。これを伝えて不利益が生じるのではないかと感じる様子もあるため、伝えることもできません。これはアカデミックハラスメントとは異なりますか？

(回答) 編入生への扱いで実際に不利益がでるようでしたら、ハラスメント（というか差別）にあたる可能性があります。まず、あなたの個人名は出さないままで、学科や講座の教員会などで全体的に注意してもらうことから始めてはいかがでしょうか。

3) どのようなものがハラスメントに繋がるのかを知るいい機会となった。ハラスメントは社会人が行うものというイメージが強いが、学生（大学生に限らず）もハラスメントを起こすことがあるのか気になった。学生が行った場合は、「嫌がらせ」などと呼び名が変わるのだろうか。

(回答) 学生でも社会人でも「嫌がらせ」＝「ハラスメント」ですね。

4) 犯罪とハラスメントの境界について質問をさせていただこうと思いましたが、時間がなく質問ができませんでした。教えていただけますと幸いです。

(回答) その行為が刑法に反するものであれば「犯罪」となります。ハラスメント行為の中には、刑法に反するものもありますので、警察や弁護士に相談して被害届を出す例もあります。（例えば、レイプ、わいせつ行為、暴力、ストーカー行為、名誉毀損など）大学や職場でできるのは、就業規則や学則違反による処分ですが、刑事罰を与えるためには警察に届ける必要があります。

5) 無理強いするなど、明確にハラスメントとわかるような言動よりも、はっきりとは言わないが、そうせざるを得ないような言い方であったり、意見を言いづらい雰囲気であったりすることの方が多いと感じます。そのような場合の具体的で現実的な対処方法を教えていただくと良いと思いました。また、指導教員を変更することは、その後のことも考えるとなかなか難しく、実行しづらいのではないかと思いますので、同様に具体的な方法を知りたいと思いました。

(回答) 行為がはっきりしないことでも、イヤだなと思ったりすることが長期にわたったり、しつこく攻撃されたりすれば、心身に影響が出ます。「やめてほしい」という意思表示や、処分までは求めなくても、大学からの注意、指導はしてもらってよいのではないのでしょうか。その際には記録（録音やメモ、目撃者）など客観的にわかるものを準備しておくとういいます。指導教員の変更は、分野が非常に限定的なものでない限りは、それほど難しいことではないと思います。教員変更しなくても、メールや複数教員による指導など、行為者と1対1にならずに指導を受ける方法はあると思います。

6) 日赤の大学で教員からのハラスメントに合った場合に相談する窓口をご案内いただきたいです。

(回答) 日赤の先生方の方で、リーフレットやHPなど相談体制を案内していただくとよいかと思います。

(大学) リーフレットは4月のガイダンスの時期にポータルで配信しております。また、そのリーフレットに相談体制の案内も含まれております。後期以降につきましては、大学のホームページ上にもリーフレットの内容に関する説明を公開していく予定にしております。

注) プリントアウト、転載、複製、改変等は禁止します。

2021.10.18 人権・倫理委員会